

活動報告

成年後見制度の勉強会を開催しました



千葉市成年後見支援センターの専門職の方にお越しいただきました！



日時 令和5年7月5日（水）
14：00～16：00

講師 千葉市成年後見支援センター
所長 佐藤 正幸 様
社会福祉士 長谷川 由紀 様

参加者 居宅介護支援事業所
介護支援専門員の皆様（49名）



■ 成年後見制度について教えていただきました！

実際に利用している高齢者や支援者の様子を動画で説明して頂き、具体的な利用方法について知ることができました。

申し立てのきっかけ、申し立ての流れのほか、後見人の役割や内容を学ぶことが出来ました。制度利用を考える多くの方が気になる報酬も詳しく教えていただきました。

■ あんしんケアセンター弁天からメッセージ

多くの方に参加していただきまして本当にありがとうございました。明るく楽しい雰囲気での多い勉強会でした。判断能力の低下などで生活に支障が出てくると、本人も周りの支援者も戸惑い困惑する事が多いと思います。判断能力が低下しても、ご自身で自分の人生を考えて選択していく為にも、制度の理解や早期の提案が重要と感じました。

今後も権利擁護に関すること、意思決定支援、身元保証など、勉強会や研修会を開催を検討しています。引き続きよろしくお願いいたします。



発行・連絡先

千葉市あんしんケアセンター弁天



所在地
電話

〒260-0045 千葉市中央区弁天 1-3-6 デイキャッチ千葉駅前ビル 3階
043-216-2131 (月曜日～土曜日 9:00～17:00 ※祝日除く)

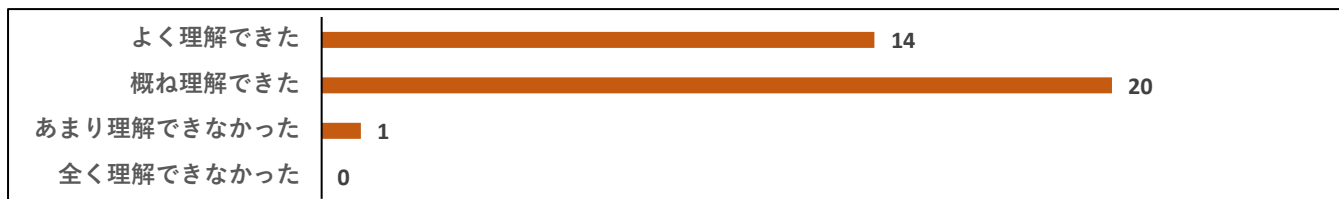


F A X
E-mail
担当地区

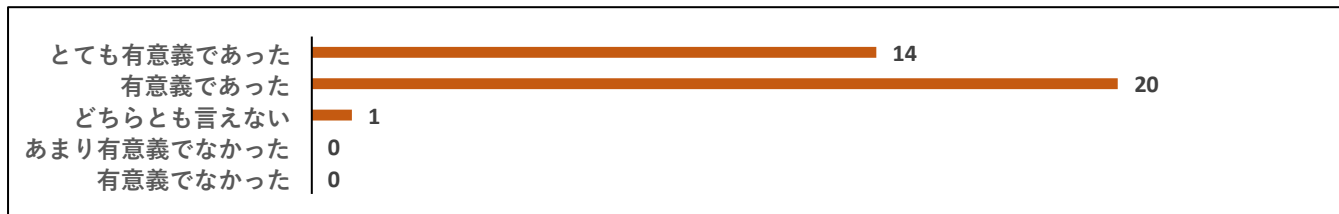
043-216-2132
anshin-higashichiba@iaa.itkeeper.ne.jp
院内、春日、要町、汐見丘町、新千葉、椿森、道場北町、道場北、
登戸、東千葉、弁天、松波、祐光

■ 参加者アンケート結果（35名ご回答） ※以下、ご回答内容を抜粋し引用しております。

Q1. 講座の内容はよく理解できましたか？



Q2. 受講したことは有意義でしたか？



■ 受講された皆さまからのご質問

Q1. 成年後見人の申し立てをする際に、離れた場所に住んでいる家族が交流を拒否している場合は、市長申し立ては可能でしょうか？

（お答え）親族がいても、支援が望めない場合、まず本人自身に申立の意思や判断能力があるかを確認し、支援があれば申し立てを行えるようなら、各相談機関（あんしんケアセンターや障害者基幹相談支援センター、成年後見支援センターなど）が申し立ての支援を行います。また市区町村長による申し立ては、本人について「その福祉を図るために特に必要があると認めるとき」としており、保護の必要性を検討した上で行われます。親族がいても適切な保護がなされていない場合や虐待を受けているような場合には、迅速に保護を行うこととされています。

Q2. 以前に後見申請に必要な診断書作成を医師から書けないと断られたことがあります。診断書を書ける医師も多くなりなく制度の壁を感じました。皆さんはどうされているのでしょうか？

（お答え）成年後見制度用の診断書については、精神科専門医でない、書式を見たことがないなどの理由で診断書の発行を断られる場合があるようです。実は診療科に関わらず作成可能で、家庭裁判所に提出する目的や書式・書き方等を手引きで理解されれば、現在は作成してもらえることが多いです。平成31年から診断書の書式が固定の質問項目に変わり、福祉関係者が本人の生活状況等を記載する本人情報シートの運用も始まり、より作成しやすくなったと思われます。かかりつけ医に診断いただくのが理想ですが、いない場合は、精神科を受診して事情を説明し、診断書作成を依頼するのがよいでしょう。

■ 受講された皆さまからのご感想



噛み砕いてわかりやすく説明してくださり大変勉強になった

実際に制度利用されている方の安心した様子をビデオで観てわかりやすく理解できた



心配や不安を抱える利用者様に提案しやすくなった

